

# 一般社団法人 事業承継学会会則

## 第1章 総則

(総則)

第1条 この会則は、一般社団法人事業承継学会定款（以下「定款」という。）に基づき、一般社団法人事業承継学会（以下「本学会」という。）の制度、事業等について定める。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本学会は、企業の事業承継に関する研究及び教育の発展に貢献し、事業承継の実務に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本学会は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 学術大会、研究会、フォーラム、シンポジウム等の開催
- (2) 会員の研究成果の報告、刊行
- (3) インターネットなどの多様なメディアを通じて事業承継に関心を持つ内外の関係者との交流
- (4) 諸外国の関連学会・機関との連携
- (5) 調査・研究支援
- (6) 教育・普及事業
- (7) その他、理事会において必要と認めた諸事業

## 第3章 会員

(会員)

第4条 本学会の会員は、定款第5条により次のとおりとする。

- (1) 一般会員
- (2) 学生会員
- (3) 特別会員

(資格要件)

第5条 会員の資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員は、本学会の目的に賛同する事業承継に精通しようとする者とする。
- (2) 学生会員は、事業承継に精通する研究意欲を持ち、かつ学校法による学生証を保有する者とする。
- (3) 特別会員は、本学会の目的に賛同し、学会活動を支援する者とする。
- (4) 臨時会員は、会員ではないが共同発表者として学術大会等で発表を行うときに所定の

会費を支払った者とする。

2 会員は死亡したとき、2 年以上会費を滞納したとき、著しく本会の名誉を傷つけたとき、その資格を喪失する。

(入会手続き)

第6条 一般会員として入会を希望する者は、原則として一般会員及び特別会員のうち1名の推薦を得ることを要する。

2 前項の推薦を受けた者は、所定の入会申込書を事務局に提出するものとする。

3 理事長は、入会希望者について常務理事の審議を経て入会を承認するものとする。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第7条 入会者は、会員の種別毎に、本学会の管理する会員名簿に登録する。

2 第6条の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなくてはならない。

(会費)

第8条 会員の会費は、次のとおりとする。

(1) 一般会員 年額 1口 10,000円

(2) 学生会員 年 額 5,000円

(3) 特別会員 年額 1口 30,000円

(会費の納期)

第9条 会員は、毎事業年度、9月30日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

(中途入会の場合)

第10条 事業年度の中途に入会した会員の会費は、入会時期を問わず年会費を徴収するものとし、会員の特典を可能限りその年度の10月に遡って適用する。

2 前項の会費の納入は、本学会から入会の承認の通知を受けた日から14日以内とする。

(会員資格の取得)

第11条 入会手続きを経た者は、会費の納入が確認された後、会員として登録される。入会日は登録日とする。

(権利義務)

第12条 会員の権利義務は、以下に定め、特別の場合を除き入会日をもって発生する。

(1) 本学会が刊行する学会雑誌の頒布を受けることができる(入会年月日以降)。ただし、会費を2年滞納した場合はこれを停止する。

(2) 総会、学術大会、その他本学会が行う事業への参加ができる。

(3) 学会雑誌への投稿および学術大会への演題応募ができる。

- (4) 第8条に定めるとおり、会費を納めなければならない。
- (5) 総会の議決を遵守しなければならない。
- (6) 住所、氏名、学会雑誌送付先に変更がある場合は速やかに届け出なければならない。
- (7) その他本学会の定款および規則等に定められるところの権利を行使し義務を負う。

#### (退会)

第13条 退会しようとする者は退会届を学会事務局に提出しなければならない。

- 2 会員の退会年月日は届け出のあった日とする。
- 3 既納会費は返納しない。

#### (再入会)

第14条 一旦会員の資格を喪失した者が再度入会しようとするときは、新規入会の手続きを要するものとする。

#### (通知)

第15条 会員の入会通知は本人に対して行う。

### 第4章 役員

#### (役員)

第16条 本学会の役員を選任は、定款第26条に定めるとおりとする。

#### (顧問)

第17条 本学会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本学会の運営に関する理事長の諮問に応ずる。

### 第5章 学会誌及び学術集会

#### (学会誌)

第18条 本学会は、学会誌「事業承継」(Business Succession)を年1回以上発行する。

#### (学術大会)

第19条 本学会は学術大会を年1回開催する。

- 2 会員は学術大会に参加することができる。
- 3 前項以外の者は、学術大会が定める参加費を納めるときは、その学術大会期間中のみ特別参加者として参加することができる。ただし、学術大会抄録集は別途有料配布とする。
- 4 学術大会参加費は大会長が定める。
- 5 学術大会で発表する研究は、その抄録を学会誌「事業承継」に掲載する。

## 第6章 補 則

(補 則)

第20条 この規則に定めがなく、実施上補足を要する事項については、その都度理事会の定めるところによる。

## 附 則

(附 則)

1 本会則は平成 22 年 5 月 31 日から施行する。